

令和元年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿への登録について

令和元年5月23日

1 仮登録事業者一覧

No.	事業者名称（事業所名称）	〒	所在地	電話番号	事業者番号	担当センター
1	ゆらら	112-0002	文京区小石川2-1-13 後楽園ビューハイツ410号	03-6801-8235	1370503052	本富士

2 居宅介護支援事業者の概要

次頁のとおり

※参考

介護保険法	<p>介護保険法第58条第1項及び第115条の46第1項の規定により、要支援または事業対象者と認定された方が介護予防サービスや介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス・通所型サービス等を利用する際は、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）がケアマネジメントを担当しケアプランの作成等を行います。なお、同法第115条の23第3項及び第115条の47第5項において、ケアプランの作成等の一部業務については、居宅介護支援事業者（要介護のケアプランを作成するケアマネジャー）に委託することができるとされています。</p>
厚労省通知	<p>厚生労働省老健局通知「地域包括支援センターの設置運営について」（一部改正：平成28年1月19日老総発0119第1号・老高発0119第1号・老振発0119号第2号・老老発0119第1号）5(1)①及び(2)において、公正・中立性を確保する観点から、委託について地域包括支援センター運営協議会（本区では地域包括ケア推進委員会）の議を経る必要があるとされています。</p>
区要領	<p>これらを踏まえ、本区では、ケアプランの作成等を委託する場合の基準として「文京区介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿取扱要領」を定め、次のように規定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受託を希望する事業者は、地域包括ケア推進委員会の承認を得て、受託事業者名簿に登録しなければならない。 ・未登録の事業者に委託を行う場合は、該当事業者に対して高齢者あんしん相談センターが個別指導（文京区又は都道府県の介護予防に係る研修を受講していない場合）を行ったうえで、受託事業者名簿へ仮登録を行い委託することができる。仮登録した場合は、直近の地域包括ケア推進委員会に諮問し、その承認を受けなければならない。

居宅介護支援事業者の概要

居宅介護支援事業者	名 称	ゆらら		
	所 在 地	文京区小石川2丁目1番13号 小石川ビューハイツ410号		
	電 話	03-6801-8235		
	代 表 者	斉藤 恭祐		
	事業者番号	1370503052		
	指定年月日	平成28年5月1日		
	事業開始日	平成28年5月1日		
	介護支援専門員	氏 名	蓑田 香代	
		登録番号	13071539	
		登 録 地	東京都	
営業日及び休日	月～土 休日：日曜、年末年始（12月30日～1月3日）			
営 業 時 間	8時30分～17時30分			
運営法人	名 称	株式会社ゆらら		
	所 在 地	文京区水道2丁目10番17号 1階		
	電 話	03-6902-9340		
	代 表 者	代表取締役 斉藤 恭祐		
	設 立	平成27年8月25日		
	主な実施事業	訪問介護 居宅介護支援 地域密着型通所介護		

高齢福祉課チェック欄

チェック項目	結 果
1：利用者本人の同意の確認	本人の同意を確認
2：担当センターに委託先事業所の選定理由を確認	確認済（本人が選定）
3：指定都道府県サイトで事業者番号及び事業者情報を確認	確認済（指定関係書類で現所在地を確認）
4：担当ケアマネジャーの研修受講状況等の確認	東京都の研修受講
5：委託先事業所の運営法人情報を確認	確認済（上記のとおり）